

事務連絡
令和4年12月27日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

令和5年度の「障害福祉サービス等処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、計画書等の様式の簡素化を検討しており、見直し後の様式については2月末日処で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしていくところですが、
- ・ 令和5年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

です。貴管内市長村、関係団体、関係機関等に周知を図るようお願いいたします。

令和5年度当初の特例（予定）

令和5年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年4月15日までに計画書を都道府県知事等へ提出する。

（参考）通常の手配

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ提出する。

※「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年7月22日障障発0722第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000915802.pdf>